



各種検(健)診

検査料は令和5年度現在の料金です。詳しくは、広報遠野や市ホームページなどでご確認ください。

各種検診の申し込みについて

問 市健康長寿課 ☎68-3185

検診希望調査票に記入しましょう

市は、2年に1度11月～12月に次年度の各種検診の希望調査を実施しています。検診の希望・受診状況を正確に把握するため、記入のしかたをよく読み、調査票に正しく記入してください。検診を申し込まない人も必ず調査票を提出してください。

調査対象者

市内に住所があり、各種検診の対象年齢に該当する人がいる世帯

調査内容

基本健康診査、胃がん検診、肺がん検診、結核検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診、前立腺がん検診

調査方法

郵送で各世帯に調査票をお送りします。
提出期限までに返信をお願いします。

各種検診の通知について

調査票で「市で行う検診」を希望した人へ、検診の概ね3週間前に、郵送で通知します。

胃がん・肺がん・大腸がん・結核検診

問 市健康長寿課 ☎68-3185

対象者・検査料金・検査内容

(年齢基準日:翌年の4月1日現在)

※生活保護世帯は無料

検診名	対象者	検査料	検査内容
胃がん検診	40歳以上	2,000円 (国保被保険者 1,000円) 70歳以上及び 市民税非課税 世帯500円	胃部X線検査 (バリウムによる レントゲン検査)
肺がん検診	40歳以上	1,000円 (国保被保険者 500円)	胸部X線間接撮影 ※喀痰検査は実施 しません
大腸がん検診	35歳以上	800円 (国保被保険者 400円)	便潜血反応検査
結核検診	65歳以上	無料	胸部X線間接撮影



特定健診 / 基本健診 / 後期高齢者健診 / 前立腺がん検診 / 肝炎ウイルス検診

問 市健康長寿課 ☎68-3185

○ 対象者・検査料・検査内容

(年齢基準日: 翌年の4月1日現在 ※特定健康診査: 受診年度内に75歳になる人は、受診日当日の年齢)

	対象者	検査料	検査内容
特定健康診査	40歳～74歳の 遠野市国保加入者 ※国保以外の医療保険加入者 (本人・被扶養者)は、勤務先 が加入する医療保険者に確 認してください	無料 ※希望する人は、次の検査を 受けることができます 心電図検査 1,500円 眼底検査 1,000円	● 身体測定 ● 血圧測定 ● 尿検査 ● 血液検査 など
基本健康診査	30歳～39歳の人	2,000円 (国保被保険者1,000円)	
後期高齢者健康診査	後期高齢者医療被保険者	無料 ※希望する人は、次の検査を 受けることができます 心電図検査 1,500円 眼底検査 1,000円	
前立腺がん検診	50歳以上の男性	1,000円 (国保被保険者 500円)	● 血液検査
肝炎ウイルス検診	40・45・50・55・60・65歳でこれ まで検査を受けたことがない人	無料	

※前立腺がん検診: 70歳以上、市民税非課税世帯、生活保護世帯は無料

※基本健康診査: 市民税非課税世帯、生活保護世帯は無料

乳がん・子宮頸がん検診

問 市健康長寿課 ☎68-3185

○ 対象者・検査料金・検査内容

(年齢基準日: 翌年の4月1日現在)

	対象者	検査料	検査内容
乳がん検診	40歳以上の偶数年齢の女性	2,000円 (国保被保険者1,000円) 40歳代 3,000円 70歳以上及び市民税非課税世帯 500円	● 乳房X線検査 40歳～64歳: 2方向撮影 65歳以上: 1方向撮影 ※視触診は実施しません ● 乳房超音波検査 40歳代
子宮頸がん検診	20歳以上の偶数年齢の女性	2,000円 (国保被保険者1,000円) 70歳以上及び市民税非課税世帯 500円	● 視診 ● 内診 ● 超音波検査 ● 子宮頸部細胞診

※生活保護世帯は無料

※奇数年齢の人も受診できますが、全額自己負担となります。金額はお問い合わせください

骨粗しょう症予防検診

問 市健康長寿課 ☎68-3185

○ 対象者・検査料金・検査内容

(年齢基準日: 翌年の4月1日現在)

	対象者	検査料	検査内容
骨粗しょう症 予防検診	25・30・35・40・45・50・55・ 60・65・70歳の女性	1,000円 (国保被保険者 500円)	超音波によるかかとの骨の強度 測定

※70歳以上、市民税非課税世帯、生活保護世帯は無料



健康・福祉

成人歯科健康診査(個別健診)

問 市健康長寿課 ☎68-3185

○ 対象者・検査料金・検査内容

(年齢基準日:翌年の4月1日現在)

	対象者	検査料	検査内容
成人歯科健康診査	20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の人	無料	歯科医師による健診および口腔衛生指導

※対象者には、受診票を6月下旬に郵送します

健診期間 毎年7月～12月末(予定)

健診機関 市内の歯科医院

受診方法 健診期間中の都合の良い日に直接歯科医院へ電話で予約し、受診してください。
受診する際は、必ず受診票をお持ちください。

検診でスキップポイントがたまります！

問 市健康長寿課 ☎68-3185

市は遠野すずらん振興協同組合と提携し、市の各種検診を受診した人を対象に、同組合のスキップポイントを付与するサービスを行っています。受診した当日に、検診会場でのみポイントを付与します。自己負担金が生じる人は検診当日にスキップカードをお持ちください。

また、検診料金の支払いに、満点スキップカードをご利用いただけます。

ポイントの付与

自己負担金100円につき1ポイント(※検診料金が無料の人は対象外です)

対象となる検診

胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん・前立腺がん検診、骨粗鬆症予防検診、基本健康診査、国保特定健康診査および後期高齢者健康診査(眼底検査・心電図検査分)



人間ドック受診費用の一部助成について

問 市健康長寿課 ☎68-3185

対象者(以下の要件をすべて満たす人)

- 受診日に市に住民登録をしている人
- 受診する年度内(4月2日～翌4月1日まで)において30歳以上の人
- 受診結果を市に提供することに同意する人
- 受診する年度内に市が実施する特定健康診査、健康増進法に基づくがん検診(胃がん・肺がん・大腸がん)を受けていない人

※助成は、1年度につき1回のみです

助成金額

10,000円(市国保加入者は15,000円)

申請方法および申請先

◎個人で医療機関などで人間ドックを受診する場合
受診日から5カ月以内に、必要書類を準備し、遠野健康福祉の里の窓口にて申請してください。

<問い合わせ> 市健康長寿課 ☎68-3185(直通)

◎JAいわて花巻の窓口で申し込みを行い人間ドックを受診する場合
事前に、JAいわて花巻の窓口にて申し込みください。

健康づくり事業

市は、市民の皆さまの健康増進や病気の予防、また、病気の早期発見・早期治療ができるよう、さまざまな健康づくり事業を行っています。詳しくは、広報遠野や市ホームページなどで紹介しています。

ポイントをためながら楽しく健康づくり！

問 市健康長寿課 ☎68-3185

運動するきっかけづくりや運動の継続を支援する目的で、「健幸ポイント事業」を実施しています。歩行運動に取り組んだり、スポーツイベントや健康づくり教室に参加したり、特定健康診査を受診するなど、健康づくりのために頑張った成果に対してポイントがもらえます。たまったポイントは加盟店で利用可能なすずらんお買物券のほか自治会や学校などへの寄附もできます。



参加対象者	原則として、40歳以上の市民で、下記の参加要件を満たすことができる人(40歳未満の方でも参加できる場合があります)	
参加要件	必須	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業内容や機器の取り扱いに関する説明会に出席できること。 ● 携帯に専用アプリをダウンロードするか市が貸与する歩数計(活動量計)を携帯するかのいずれかにより、定期的に歩数データを送信するほか、体組成の計測ができること。 ● 健幸ポイント事業に関するアンケート調査への回答ができること。
	任意	<ul style="list-style-type: none"> ● 市が指定するポイント対象プログラム(スポーツイベントや健康づくり教室など)に参加できること。 ● 市や職場で実施される特定健康診査の結果の提出ができること。
費用	<ul style="list-style-type: none"> ● 参加料 500円(年間) ※歩数計(活動量計)の電池は自己負担 	

○ 健幸ポイントの種類

名称	取り組み内容
がんばってますポイント	歩いた歩数(毎月の平均歩数)に応じてポイントがつきます。
行きましたポイント	各地区センターで開催される計測会や市が指定したプログラム(地域のスポーツイベントや健康づくり教室など)に参加した場合にポイントがつきます。
変わりましたポイント	体重が減ったり筋肉が増えた場合に、変化に応じたポイントがつきます。
健診受けたよポイント	市や職場で実施される特定健康診査を受診し、その結果の提出などによって受診したことが証明できた場合にポイントがつきます。
健康になりましたポイント	特定健康診査の結果を比較(腹囲、血圧、HbA1c、中性脂肪)して、数値が改善した場合にポイントがつきます。
送信しましたポイント	ローソンまたはミニストップで専用端末から歩数データを送信したときにポイントがつきます。
続けたよポイント	健幸ポイントを6カ月連続で付与されたときにポイントがつきます。

※最新情報や詳しい内容は、市ホームページで紹介しています。

その他の健康づくり事業

問 市健康長寿課 ☎68-3185

事業	各種
健康手帳の交付	健康診査の記録などを記入し健康づくりに役立てるため『健康手帳』を、必要な方に交付します。(※厚生労働省のホームページからダウンロードできます。)
健康教育	地域や団体、企業などに対し、健康増進や疾病予防などに関する講話や実技の教室、市民向けの講演会などを開催します。
健康相談	健康や病気に関する心配ごとなど、個別の相談に応じます。
訪問指導	保健師や栄養士が必要に応じて家庭を訪問し、健康に関するアドバイスなどを行います。
特定保健指導	特定健康診査の受診結果で、将来の脳卒中や心臓疾患、糖尿病などのハイリスク所見があった方に対し(メタボリックシンドロームや喫煙歴など)、保健師や管理栄養士が生活習慣の改善へ向けたアドバイスや実技の教室等を行います。
重症化予防対策	特定健康診査や各種がん検診などの受診結果で、精密検査や治療が必要と判断された方が、医療機関を受診し適切な治療へとつながるよう、受診勧奨や健康相談などの支援を行います。
歯科保健(口腔機能強化指導)事業	歯科医師等の指導のもと、頬や口唇周囲の筋肉を強化し、口腔内等の健康増進を図ります。
健康づくりサポーターの育成、活動支援	運動普及推進員、食生活改善推進員を目指す方の養成講座の実施、また、保健推進委員を加えた3者の健康づくりサポーターに対し地域での活動等を支援します。



介護

地域包括支援センター

問 市健康長寿課 ☎62-5112

地域包括支援センターの役割

「地域包括支援センター」は遠野健康福祉の里に設置され、地域にお住まいの高齢者やそのご家族などが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護や福祉などのさまざまな相談に対応しています。スタッフは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士（相当職含）を中心に、それぞれの専門知識を生かし、関係機関と連携しながら、皆さんの暮らしを支援します。

<問い合わせ>

市地域包括支援センター ☎62-5112

在宅介護支援センターの役割

地域の相談窓口として市内9カ所に設置し、地域包括支援センターと連携を取りながら各種相談に応じます。また、高齢者世帯などを訪問し、必要に応じて適切なサービスや事業の紹介などを行います。

<問い合わせ>

- ①丸ごと相談員遠野地区 ☎080-5743-6940
- ②丸ごと相談員綾織地区 ☎090-1065-1275
- ③丸ごと相談員小友・鱒沢地区 ☎080-5849-5824
- ④丸ごと相談員附馬牛地区 ☎080-5849-5825
- ⑤丸ごと相談員松崎地区 ☎090-6621-7286
- ⑥丸ごと相談員土淵地区 ☎090-1065-1146
- ⑦丸ごと相談員青笹地区 ☎090-1065-1179
- ⑧丸ごと相談員上郷地区 ☎080-5849-5826
- ⑨丸ごと相談員宮守・達曽部地区 ☎080-1662-1346

地域包括支援センターの主な仕事

総合相談支援業務

～専門知識をもったスタッフが必要な機関と協力し
問題解決のお手伝いをします～

地域の高齢者が、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関および制度の利用につなげるなどの支援を行います。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

～暮らしやすい地域づくりに取り組んでいます～

いつまでも、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護サービス提供事業者や医療・行政機関のネットワークづくりを進めています。また、主任ケアマネジャーが、地域のケアマネジャーの支援・指導を行い、質の高いサービス提供に努めます。

介護予防ケアマネジメント業務

～地域のみなさんの状態にあわせて

介護予防のお手伝いをします～

介護保険のサービスを必要としている人、まだ必要ではないが少し不安を感じる人など、その人にあったサービスが利用できるようお手伝いします。

介護予防事業をご希望の人は次のページを、介護保険サービスをご希望の人はP57をご覧ください

権利擁護業務

～いつまでも自分らしく生きるために

権利と尊厳を守ります～

認知症などにより適切な判断が難しくなった人が、不利益を被ったり、尊厳が損なわれたりしないように、成年後見制度に関する相談を受け付けます。また、高齢者の虐待の早期発見・把握・防止に努めています。

広告

地域に根ざした高齢者福祉を実践
社会福祉法人とおの松寿会

遠野長寿の郷

- ◇特別養護老人ホーム(長期・短期) ☎0198-63-1770
- ◇デイサービスセンター ☎0198-63-1816
- ◇生活支援ハウス ☎0198-63-1770
- ◇居宅介護サポートセンター ☎0198-66-3211

長寿の森 吉祥園

- ◇養護老人ホーム ☎0198-62-2028
- ◇デイサービスセンター ☎0198-62-0755
- ◇ヘルパーステーション ☎0198-62-2028

長寿庵

(代表) ☎0198-63-1328

- ◇小規模多機能型居宅介護事務所
- ◇グループホーム

介護スタッフ募集中!!

お問い合わせは ☎0198-63-1770 まで



安心な在宅生活を願って…

在宅ケア まごころ 合同会社

代表社員 昆篤子

指定居宅介護支援事業所まごころ
訪問看護ステーションまごころ

お気軽にご相談ください。

遠野市穀町 12-25 サンコーポ宮田 203
TEL 0198-68-3410
FAX 0198-68-3420

医療法人社団 敬和会
介護老人保健施設とおの
通所リハビリ・訪問リハビリ



遠野市松崎町白岩 13-30-2
TEL: 0198-60-1121 FAX: 0198-60-1131

とおめっぷ介護保険相談室

遠野市松崎町白岩 13-30-8
TEL: 0198-60-1271 FAX: 0198-60-1281



健康・福祉

ポイント！ 市内の福祉関連施設や事業所などは、窓口で紹介しています。
お気軽にお問い合わせください。

高齢者福祉

問 市健康長寿課 ☎62-5112

市では、高齢者とその家族が、安心して地域で暮らしていけるよう、さまざまな事業を行っています。詳細は、問い合わせください。

○ 高齢者福祉事業

介護保険制度による保険給付（介護サービス）とは別に、高齢者が、寝たきりなどの要介護状態になったり、更にその状態が悪化することがないように、できる限り住み慣れた地域、在宅での自立生活が送れるように支援します。

外出支援サービス事業	歩行困難な高齢者などを移送車両により、居宅と医療機関などの間を送迎します。
軽度生活援助事業	軽易な日常生活上の援助（食材購入・家周りの手入れなど）を行います。
老人日常生活用具給付・貸与	日常生活用具（電磁調理器・火災警報器など）を給付・貸与します。
生きがい活動支援通所事業	地区公民館などで、教養講座やスポーツ活動、趣味活動を行い、参加者の交流を図ります。
高齢者慶祝事業	「敬老会」開催経費の一部負担や喜寿・米寿・100歳を迎える人に記念品を贈呈します。
生活支援ハウス運営事業	住環境に不安がある人に介護支援、居宅機能および交流機能を一時的に提供します。
老人保護措置 （養護老人ホーム入所）	環境や経済的理由により在宅生活が困難な人に、養護老人ホーム入所により、生活を支援します。
生活管理指導短期宿泊事業	養護老人ホームに一時的に宿泊し、生活習慣などの改善を図ります。

○ 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）～介護予防・生活支援サービス事業～

今までの介護保険に準ずるサービスに加えて、健康な高齢者を含む地域住民など多様な主体によるサービスによる展開を支援します。

訪問型サービス	要支援者等に対し、訪問による掃除、洗濯などの日常生活上の支援を提供します。
通所型サービス	要支援者等に対し、通所による機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービスなどが適切に提供できるよう支援します。

広 告

社会福祉法人ともり会

経営理念
「尊厳」「自立」「信愛」

特別養護老人ホームみやもり荘
☎67-2266
FAX(共同)67-2267

みやもり荘デイサービスセンター
☎67-2268

障がい者支援施設 高館の園
☎66-2576
FAX 66-2524

看護、介護スタッフ募集中!!

○ 地域支援事業 ～一般介護予防事業～

誰もが参加可能な介護予防活動の地域展開を目指し、介護予防に資する「住民主体の通いの場（※）」を推進するため、いきいき百歳体操を活用した通いの場の育成及び継続支援を実施します。

※「住民主体の通いの場」とは、住民主体の運営で週1回以上DVDを見ながらの筋力運動を主とした介護予防活動に取り組むもので、地域の仲間とつながり、楽しみ通う場が身近にあることで、健康寿命の延伸につながるもの。

○ 地域支援事業 ～在宅介護支援～

在宅で介護する家族を支援したり、高齢者自身の在宅生活の不安を軽減したりするために提供されるサービスです。

認知症家族等介護者交流会 オレンジカフェ	「認知症」を理解し、望ましい介護の方法を知る交流会、認知症の人やその家族等が気軽に集うカフェを開催します。
ひとり暮らし高齢者等 地域生活サポート事業	ひとり暮らし高齢者等に緊急通報装置を貸与します。(NTT電話加入者限定)
在宅要介護高齢者等訪問歯科診療	定期的な状態チェックと在宅療養継続を図るため、要介護(寝たきり)高齢者宅を訪問して診療を行います。
「食」の自立支援(配食サービス)事業	調理困難や栄養状態の改善が必要な高齢者に対して、定期的な訪問による栄養バランスのとれた食事の提供と利用者の安否確認を行います。

介護保険

問 市健康長寿課 ☎68-3171

介護保険は、40歳以上の皆さんが加入者(被保険者)となって、保険料を納めます。介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで、介護保険サービスを利用することができます。

○ 市の主な役割

介護保険料の算定と徴収／被保険者証・負担割合証の交付／要介護認定(新規申請、区分変更申請など)／保険給付(高額介護サービス費、住宅改修費、福祉用具購入費 など)／各種減免制度に関する申請受付と認定など

○ 保険料

保険料は、3年に一度、介護保険事業計画の策定に合わせて見直しを行います。

○ 利用できるサービス

居宅介護サービス

居宅介護支援／訪問介護(ホームヘルプサービス)／訪問入浴介護／訪問看護／訪問リハビリテーション／居宅療養管理指導／通所介護(デイサービス)／通所リハビリテーション(デイケア)／福祉用具貸与／福祉用具購入費の支給／住宅改修費の支給／短期入所生活介護(ショートステイ)／短期入所療養介護(医療型ショートステイ)／特定施設入居者生活介護 など

介護予防サービス

介護予防支援／介護予防訪問入浴介護／介護予防訪問リハビリテーション／介護予防居宅療養管理指導／介護予防訪問看護／介護予防通所リハビリテーション／介護予防短期入所生活介護／介護予防短期入所療養介護／介護予防特定施設入居者生活介護

地域密着型介護(介護予防)サービス

地域密着型通所介護／認知症対応型通所介護／小規模多機能型居宅介護／認知症対応型共同生活介護(グループホーム)／地域密着型特定施設入居者生活介護

／地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護／看護小規模多機能型居宅介護／定期巡回・随時対応型訪問介護看護／夜間対応型訪問介護／介護予防認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)／介護予防小規模多機能型居宅介護

施設介護サービス

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)／介護老人保健施設／介護療養型医療施設／介護医療院

<問い合わせ>

市健康長寿課 ☎68-3171(直通)

宮守総合支所 ☎67-2111(代表)

ポイント！ 市内の福祉関連施設や事業所などは、窓口で紹介しています。お気軽に問い合わせください。

○ 障がい者支援

障がい者手帳

問 市福祉課 ☎68-3193

市子育て支援課 ☎62-0189

宮守総合支所 ☎67-2111

各種障がい者手帳の交付を受けると、さまざまな支援を受けられます。条件や申請方法などの詳細は、問い合わせください。

○ 身体障害者手帳

身体の障がいの種類や程度等級を記載した手帳です。

手帳交付の対象となる障がい

- 視覚
- 音声機能
- そしゃく機能
- 心臓機能
- 呼吸器機能
- 小腸機能
- 肝臓機能
- 聴覚、平衡機能
- 言語機能
- 肢体不自由
- じん臓機能
- ぼうこう、直腸機能
- 免疫機能



健康・福祉

療育手帳

知的障がいがあると判定された人に交付する手帳です。交付を受ける際は、事前に岩手県福祉総合相談センターでの判定が必要です。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人に交付する手帳です。

手当

問 市福祉課 ☎68-3193
市子育て支援課 ☎62-0189
宮守総合支所 ☎67-2111

障がいのある人や、その保護者などを対象に、各種手当があります。条件や申請方法などの詳細は、問い合わせください。

特別障害者手当

重度の障がいのために日常生活で常に特別な介護を必要とする20歳以上の人(病院に3カ月以上入院中または施設入所中を除く)に支給します。

手当額 ▶ 月額27,980円(令和5年度)

その他 ▶ 所得制限があります

障害児福祉手当

重度の障がいのために日常生活で常に介護を必要とする20歳未満の人(施設入所中を除く)に支給します。

手当額 ▶ 月額15,220円(令和5年度)

その他 ▶ 所得制限があります

特別児童扶養手当

20歳未満で在宅の障がい児(施設入所中を除く)を育てている父母などに支給します。

手当額 ▶ 児童1人につき

1級…月額53,700円(令和5年度)

2級…月額35,760円(令和5年度)

その他 ▶ 所得制限があります

自立支援医療費

問 市福祉課 ☎68-3193
宮守総合支所 ☎67-2111

育成医療

身体に障がいがある18歳未満の人(将来障がいを残すと認められる疾患がある人を含む)が生活の能力を得るために必要な手術などの治療を行う場合、医療費の一部を公費で負担します。原則、1割は自己負担です(世帯の課税状況などにより負担上限があります)。

更生医療

18歳以上の身体障がい者が障がいを軽くしたり、障がいの進行を防いだり、または取り除いたりして、日常生活を容易にするために必要な治療(手術、人工透析など)を行う場合、医療費の一部を公費で負担します。原則、1割は自己負担です(世帯の課税状況などにより負担上限があります)。

精神通院

精神疾患のために通院中の人の通院医療費の一部を公費で負担します。原則、1割は自己負担です(世帯の課税状況などにより負担上限があります)。

重度心身障害者・身体障害者3級医療費助成制度

問 市市民課 ☎62-2111

身体障害者1～3級、障害基礎年金1級、特別児童扶養手当1級、療育手帳Aのいずれかに該当する人を対象に、医療費の一部負担金を助成します。詳しくは、問い合わせください。

※P48でも紹介しています



広告

明るい未来を地域とともに。

株式会社 工房ZERO

✿ 補装具製作室(義肢・装具・車椅子製作)

遠野市下組町9番34号
TEL 0198-66-3833 FAX 68-3088

✿ 介護事業部

デイサービスセンター風音(かのん)
遠野市綾織町新里15地割12番1
TEL 0198-63-3830 FAX 63-3831

<https://kobozero.jimdofree.com/>

株式会社工房ZERO 検索

日常生活の支援

問 市福祉課 ☎68-3193
宮守総合支所 ☎67-2111

○ 補装具費の支給

日常生活や社会生活の向上のため、障がいを補うための用具の支給・修理をします。原則、1割は自己負担です(課税状況などにより負担上限があります)。

○ 日常生活用具の給付

在宅の重度障がい者(児)が日常生活を容易にするための日常生活用具を給付します。原則、1割は自己負担です(課税状況などにより負担上限があります)。

○ 補聴器の給付(軽度難聴者)

聴力レベルが一側耳55デシベル以上70デシベル未満かつ他側耳70デシベル以上で治療による聴力の改善が見込めない60歳以上の人に補聴器を給付します。原則、1割は自己負担です。

障がい福祉サービス

問 市福祉課 ☎68-3193
宮守総合支所 ☎67-2111

障がいのある人が必要とする、居宅介護(ホームヘルプ)や生活介護、就労継続支援など、さまざまなサービスを利用できます。

相談

問 基幹相談支援係 ☎68-3195

障がい者(児)や家族からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、サービス利用の援助などを行います。相談は無料です。

ポイント! 市内の福祉関連施設や事業所などは、窓口で紹介しています。お気軽に問い合わせください。

生活に困っている人への支援

自立生活相談窓口

問 市福祉課 ☎68-3195

「家族の引きこもりで悩んでいる」、「働いた経験が少なく自信がない」、「収入が少なく経済的に苦しい」などの日常生活での不安や悩みを抱える人を支える窓口です。

○ 自立相談支援事業

引きこもりやニートをはじめ、仕事に対する不安や悩みを抱える人の相談に応じ、必要な情報や支援計画を策定することにより自立を支援します。

○ 住居確保給付金

離職により住居を失った人や住居を失う恐れがある人が、安心して就職活動を行えるよう期限付きで家賃相当額を支給します。

生活保護制度

問 市福祉課 ☎68-3192
宮守総合支所 ☎67-2111

生活に困っている世帯にその程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長するための制度です。保護の要件として、稼働能力の活用、不動産や預貯金などの資産活用、親・子・兄弟姉妹などの扶養や各種年金・保険などの他制度の給付を活用しても生活ができない場合に保護を受けることができます。

なお、受けられる保護の種類、保護費の額は、年齢や家族構成、困窮の程度により異なります。

○ 保護の種類

生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助

身近な相談・支援機関

民生委員・児童委員・主任児童委員

問 市福祉課 ☎68-3191

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受け、地域福祉の向上のため、子どもからお年寄りまで社会福祉全般の相談に応じたり、福祉活動を行っています。

また、主任児童委員は、児童問題を専門的に担当しています。相談内容など個人の秘密は守られますので安心して地域の民生委員などにご相談ください。

社会福祉協議会

問 遠野市社会福祉協議会 ☎62-8459
ホームページ <https://www.tono-shakyo.jp>

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。

地域住民・ボランティア、保健・医療・福祉などの関係者や行政と協力して、高齢者や障がい者などの在宅生活を支援したり、地域の多様な福祉ニーズを捉え、創意工夫をこらした独自の事業にも取り組んでいます。

○ 主な事業

介護保険事業、生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業、成年後見制度(法人後見)、心配ごと相談、外出・移送サービス など

丸ごと相談員

問 市福祉課 ☎68-3191

丸ごと相談員は、地域住民の困りごとなどを丸ごと受け止め、解決に向けて地域の皆さんとともに支援を行っています。相談員は各地区センターにありますので、気軽にご相談ください。

